

学校法人旭川志峯学院 役員名簿

令和8年6月11日現在

(令和7年5月28日任期開始から令和9年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで)

	号	職 名	氏 名	役 職 等	常勤理事会構成理事
※1	1 第7条 第1項 第2号	理事長	菅野 秀樹	学校法人旭川志峯学院理事長(常勤) この法人を代表し、その業務を総理する。 (理事長及び専務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。) ＜前学校法人旭川志峯学院専務理事＞ ＜前旭川志峯高等学校校長＞	○
	2 第7条 第1項 第2号	専務理事	菅原 淳子	学校法人旭川志峯学院専務理事(常勤) この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。 私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。 (理事長及び専務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。) ＜学校法人旭川志峯学院法人本部事務局長＞ ＜旭川志峯高等学校事務長＞	○
※1	3 第7条 第1項 第1号	常勤理事	菊地 敏幸	学校法人旭川志峯学院常勤理事(常勤) 理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。 私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。 ＜旭川情報ビジネス専門学校校長(※3)＞ ＜旭川情報ビジネス専門学校事務長＞	○
	4 第7条 第1項 第2号	理事	山下 裕久	学校法人旭川志峯学院理事(非常勤) ＜(株)旭ダンケ代表取締役会長＞	
※2	5 第7条 第1項 第2号	理事	今津 寛史	学校法人旭川志峯学院理事(非常勤) ＜北海道道議会議員＞	

(※1) 常勤理事2名については、令和8年4月1日付にて条項変更に伴う重任

(※2) 非常勤理事今津寛史の任期については、令和8年6月11日から前任者中川竹志の残任期間

1	第22条 第1項	監事	齋藤 隆	学校法人旭川志峯学院監事(非常勤) ＜旭川ガス(株)代表取締役会長＞
2	第22条 第1項	監事	原田 直彦	学校法人旭川志峯学院監事(非常勤) ＜旭川信用金庫理事顧問＞

<注記>

理事・監事任期：選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで
(令和7年5月28日任期開始から令和9年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで)

(※3)については、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年

第7条第1項第1号理事の選任：校長(園長)のうちから理事会において選任した者
定員1名又は2名 (実員1名)

第7条第1項第2号理事の選任：前号に掲げる者のほか、理事会において選任した者
定員3名以上5名以内 (実員4名)

第22条第1項監事の選任：評議員会の決議によって選任する 定員2名 (実員2名)

注) 私立学校法改正により、理事・監事・評議員の任期の開始日は選任の日(定時評議員会の終結の時)に始まり、終期は「定時評議員会の終結の時まで」に固定される(「日」ではなく「時」で切り替わることが原則)。

学校法人旭川志峯学院 評議員名簿

令和8年6月11日現在

(令和7年5月28日任期開始から令和9年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで)

	号	職 名	氏 名	役 職 等
1	第31条 第1項 第1号	評議員	寺崎 聡	旭川志峯幼稚園園長(※1)
2	第31条 第1項 第1号	評議員	端場 雅治	旭川志峯高等学校教頭(※2)
3	第31条 第1項 第2号	評議員	菅原 範明	旭川志峯高等学校同窓会会長 旭川市議会議員
4	第31条 第1項 第3号	評議員	成瀬 和之	(株)ネクストソリューションズ(旧・有)成瀬印刷)代表取締役 旭川情報ビジネス専門学校同窓会会長
5	第31条 第1項 第3号	評議員	山本 直久	千葉総合法律事務所共同代表弁護士 学校法人旭川志峯学院顧問弁護士
6	第31条 第1項 第3号	評議員	安田 佳正	旭川市議会議員

<注記>

評議員任期：選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで
(令和7年5月28日任期開始から令和9年5月開催予定の定時評議員会の終結の時まで)

(※1)については、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年

(※2)については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年

第31条第1項第1号評議員の選任：この法人の職員で理事会において選任した者 1名又は2名

(実員2名)

第31条第1項第2号評議員の選出：この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもの

うちから、理事会において選任した者 1名又は2名 (実員1名)

第31条第1項第3号評議員の選出：学識経験者のうちから、評議員会において選任した者

3名以上4名以内 (実員3名)

注) 私立学校法改正により、理事・監事・評議員の任期の開始日は選任の日(定時評議員会の終結の時)に始まり、終期は「定時評議員会の終結の時まで」に固定される(「日」ではなく「時」で切り替わることが原則)。